

## 部会の設置について（案）

盛岡市子ども・子育て会議の調査審議事項は、幼児期の学校教育・保育，地域子ども・子育て支援等多岐にわたっており，それぞれの事項を専門的に調査審議する必要があることから，盛岡市子ども・子育て会議条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき，次のとおり部会を設置する。

## 1 設置する部会

部会名	調査審議の対象とする事項
幼児教育・保育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園，家庭的保育事業等に係る認可基準等</li> <li>・ 幼児期の学校教育・保育の量の見込み，提供体制の確保の内容及び時期</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>
地域子育て部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童健全育成事業に係る設備運営基準</li> <li>・ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及び時期</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>

## 2 部会の議決に関する取扱い

部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。

<参考>盛岡市子ども・子育て会議条例

（会議）

第5条 子ども・子育て会議は，市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議が第3条第1項に規定する特別の事項について議事を開き，議決を行う場合においては，当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして，前2項の規定を適用する。

（部会）

第6条 子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は，会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き，部会に属する委員の互選とする。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(子ども・子育て会議の議決の特例)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。